

山梨県公報

号外第三十六号

令和六年

十月二十一日

月 曜 日

目次

規則

- 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則……………四

規則

山梨県規則第四十一号

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

正する規則
山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例施行規則(令和二年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第八号中「第五条第二項各号」を「第六条第二項各号」に改める。

第三条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「第十二条の規則で定める場合」を「第十一条の特別の理由」に改め、「利用する場合」の下に「に該当すること」を加え、「ことができる」を削り、「利用料金」を「使用料」に改める。

本則に次の一条を加える。

(使用料の加算の対象となる行為)

第四条 条例別表第二号の表備考の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)又は一般社団法人及び一般財団法人

人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定に基づきワーキングスペースの所在地を住所とする法人の設立又は住所の変更の登記をすること。

二 コワーキングスペースの所在地を郵便物若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物の宛先又は官庁、公署その他の者に提出する書類の住所として利用すること。

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして知事が認める行為

別記様式中「~~第5条第1項~~」を「~~第6条第1項~~」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県規則第四十二号

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

正する規則
山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(昭和四十六年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「児童手当・特例給付受給者台帳」を「児童手当受給者台帳」に改め、同条第二項中「児童手当・特例給付受給者台帳」を「児童手当受給者台帳」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「児童手当・特例給付受給者台帳」を「児童手当受給者台帳」に改める。

別記様式を次のように改める。

(裏面)

区分	年度	年度	年度	年度	年度
現届 前年の所得額	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
備考	円	円	円	円	円
10月期 支払年月日 児童手当の支払金額	年 月 日 3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計				
12月期 支払年月日 児童手当の支払金額	年 月 日 3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計				
2月期 支払年月日 児童手当の支払金額	年 月 日 3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計				
4月期 支払年月日 児童手当の支払金額	年 月 日 3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計				
6月期 支払年月日 児童手当の支払金額	年 月 日 3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計				
8月期 支払年月日 児童手当の支払金額	年 月 日 3歳未満分 円 3歳以上分 円 第3子以降分 円 計				
備考					

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十三号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三百三十八号から第四百十号までを次のように改める。

百三十八 大麻草採取栽培者免許申請手数料

百三十九 大麻草採取栽培者登録変更手数料

百四十 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

附則第三項中「平成二十八年三月二十三日」を「令和六年十月二十一日」に、「同年六月二十二日」を「同年十二月十一日」に、「施行前特定遊興飲食店営業許可申請手数料」を「施行前大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改める。

附則

この規則は、令和六年十二月十二日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十四号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「、生年月日及び性別」を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。